

○智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成28年3月23日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成28智頭町条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の公募方法)

第2条 条例第4条第1項の規定による入居者の公募は、次の各号に掲げる方法のうち2つ以上の方法によって行うものとする。

- (1) 町の広報誌
- (2) 告知端末による放送
- (3) 町のホームページ
- (4) 町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 回覧文書
- (6) 前各号に掲げる方法のほか、町長が効果的と認める方法

(入居の申込み)

第3条 条例第6条の規定により入居の申込みをしようとする者は、定住促進賃貸住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(世帯全員の続柄が記載されたもの)
- (2) 所得証明書
- (3) 納税証明書(世帯全員分)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(入居決定通知)

第4条 条例第7条第4項の規定による入居決定者への通知は、定住促進賃貸住宅入居決定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第8条第2項の規定による入居補欠者への通知は、定住促進賃貸住宅入居補欠通知書(様式第3号)によるものとする。

(契約書及び誓約書)

第5条 条例第9条第1項第1号の契約書は、定住促進賃貸住宅賃貸借契約書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の契約書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 印鑑登録証明書(連帯保証人のものも含む。)
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 条例第9条第1項第1号の誓約書は、定住促進賃貸住宅入居誓約書(様式第5号)によるものとする。

(連帯保証人)

第6条 条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次に掲げる資格を備えている者でなければならない。

- (1) 独立の生計を営む者
- (2) 確実な保証能力(入居者と同等以上の収入)を有する者

2 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人が前項に規定する資格を欠くに至ったと

き、又はやむを得ない理由により連帯保証人の変更を要するときは、遅滞なく新たに前項に規定する資格を備えている連帯保証人を定め、定住促進賃貸住宅連帯保証人変更届(様式第6号)により、町長に届け出なければならない。

- 3 入居者は、連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、遅滞なく定住促進賃貸住宅連帯保証人変更届により、町長に届け出なければならない。

(同居の承認)

第7条 条例第10条第1項の規定による承認申請は、定住促進賃貸住宅同居承認申請書(様式第7号)により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の定住促進賃貸住宅同居承認申請書の提出があった場合において、同居しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同居の承認をすることができる。

(1) 同居しようとする者が、入居者又は入居者の配偶者の三親等内の血族又は姻族

(2) その他町長が特別の事情があると認めた者

- 3 町長は、前項の同居の承認をしたときは、定住促進賃貸住宅同居承認書(様式第8号)によりその旨を入居者に通知するものとする。

(入居の承継)

第8条 条例第11条の規定による承認申請は、定住促進賃貸住宅入居承継承認申請書(様式第9号)により、事由発生後速やかに申請するものとする。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入居の承継の承認をすることができる。

(1) 入居の承継をしようとする者が、入居者の配偶者又は入居者若しくは入居者の配偶者の三親等以内の血族又は姻族であって、入居開始から(出生にあつては、出生後)引き続き定住促進賃貸住宅に居住している者

(2) 入居の承継をしようとする者が、前条の規定により当該定住促進賃貸住宅の同居の許可を受けてから引き続き1年以上同居している者

(3) 前2号に掲げる場合のほか、承継することが適当であると町長が認める特別な事情がある者

- 3 町長は、前項の規定により当該定住促進賃貸住宅の入居の承継を承認したときは、定住促進賃貸住宅入居承継承認書(様式第10号)によりその旨を入居者に通知するものとする。

(家賃の納付)

第9条 条例第15条の規定に基づく家賃の納付は、町長が通知する納入通知書により行うものとする。

(入居者の保管義務等)

第10条 入居者は、定住促進賃貸住宅に滅失又はき損があった場合は、定住促進賃貸住宅滅失・き損報告書(様式第11号)によりその状況を町長に報告しなければならない。

- 2 前項の滅失又はき損が入居者の責に帰すべき事由である場合は、町長の指示に基づき原状回復又は損害賠償を行うものとする。

(増改築等)

第11条 町長は、定住促進賃貸住宅の入居者から増改築又は工作物等(以下「増改築等」という。)の設置について許可の申請を受けたときは、次に掲げるいずれかの基準に基づき決定する。

(1) 入居後3年以上の者で、同居の親族の増加等により増改築等を必要とする場合

(2) その他町長が増改築等を適当と認める場合

- 2 入居者は、前項の規定による許可を得ようとする場合には、2月前までに定住促進賃貸住宅(模様替・増築・工作物設置)承認申請書(様式第12号)により申請するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により当該住宅の増改築等の承認をしたときは、定住促進賃貸住宅(模様替・増築・工作物設置)承認書(様式第13号)によりその旨を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の規定による増築の承認を受けた場合、その増築物に係る固定資産税を負担しなければならない。

(長期不在の届出)

第12条 条例第23条の届出は、定住促進賃貸住宅長期不在届出書(様式第14号)により町長に届け出なければならない。

(明渡しの手続)

第13条 条例第25条の規定による届出は、定住促進賃貸住宅明渡届(様式第15号)により行うものとする。

(明渡請求)

第14条 条例第26条第1項の規定に基づく明渡しの請求は、定住促進賃貸住宅明渡請求書(様式第16号)により行うものとする。

(善良な入居者への譲渡)

第15条 町長は、当該定住住宅において入居開始より20年間居住し、条例、規則及び賃貸契約規定等を遵守している入居者に対して、条例第28条の規定により当該定住促進賃貸住宅を譲渡するものとする。

(転売等の禁止)

第16条 入居者は当該定住住宅を譲渡後に、第三者等へ転売又は賃貸してはならないが、特別な事情により町長が許可したものについては、その限りでない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅入居申込書

		申込年月日		年	月	日
申込者	フリガナ 氏名			転入予定 年月日	年	月 日
	現住所	(〒 —) (電話 — —)				
	勤務先					
	勤務先所在地	(〒 —) (電話 — —)				
	UJIターンの別		<input type="checkbox"/> Uターン <input type="checkbox"/> Jターン <input type="checkbox"/> Iターン			
入居を 希望す る親族	申込者との続柄	氏名	生年月日	職業		
	本人					
理由	(住宅を必要とする理由を具体的に記入してください。)					
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>なお、本書記載事項が入居の際事実と相違するときは、住宅入居の許可を取り消されても異義ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>智頭町長 様 申込者氏名 (印)</p>						

※添付書類

- 申込者現住所住民票（入居希望親族全員が記載されたもの）
- 申込者現住所地納税証明書（前年度分）
- 申込者現住所所得証明書（前年度分）
- 母子健康手帳の写し（子どもがいない世帯で、妊娠中の場合）

様式第2号（第4条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅入居決定通知書

年 月 日

様

智頭町長



年 月 日付けで申込みのあった智頭町定住促進賃貸住宅への入居を決定したので通知します。

なお、入居にあたり所定の手続きを 年 月 日までに完了してください。

許可住宅	住所	
	住宅	
提出書類	1 智頭町定住促進賃貸住宅賃貸借契約書 (印鑑証明書、所得証明書を添付(※連帯保証人を含む。)) 2 敷金の納入 (入居の許可のあった日における住宅家賃の3月分)	

*期限内に手続きをすまされないときは、入居の許可を取り消すことがあります。

様式第3号（第4条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅入居補欠通知書

年 月 日

様

智頭町長



年 月 日付で申込みのあった智頭町定住促進賃貸住宅の申込みは、入居補欠者と決定したので通知します。

住 宅 名

補欠順位 第 位

※入居補欠者の取り扱い

- 1 今回の入居決定者が、定住促進賃貸住宅に入居しないときは、補欠順位に従い入居を決定します。
- 2 入居決定者が、定住促進賃貸住宅に入居したときは、補欠を無効とします。

様式第4号(第5条関係)

智頭町定住促進賃貸住宅賃貸借契約書

智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、貸主 智頭町長(以下「貸主」という。)と借主 (以下「借主」という。)とは、次の条項により智頭町定住促進賃貸住宅の賃貸借契約を締結する。

第1条 貸主は、その所有する智頭町定住促進賃貸住宅(以下「住宅」という。)を借主に貸し、借主はこれを賃借する。

(1) 建物

名 称		号
所 在	智頭町	番地
建物構造	木造2階建て	
延べ面積		平方メートル

(2) 土地

所 在	智頭町	番地
面 積		平方メートル

第2条 借主は、条例に基づき、前条の賃貸借物件を住宅として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

第3条 本契約の期間は、契約締結の日から 年 月 日までとする。ただし、この契約の解除があった場合には、当該解除があった日をもって契約期間の終了日とする。

第4条 借主は、本契約締結の際の家賃3月分に相当する金額を敷金として貸主に納入しなければならない。

第5条 住宅の家賃は、次のとおりとする。ただし、社会経済変動により、改正することがある。

月額35,000円

2 家賃は、納付期限までに貸主が指定した場所に納付しなければならない。ただし、月途中で契約締結又は契約解除したときは、貸主において別に納付期限を指定するものとする。

3 家賃の納付は、原則として智頭町役場会計課での窓口払いの方法によるものとする。

第6条 借主が家賃の納付を怠ったときは、智頭町税条例(昭和32年智頭町条例第19

号)に規定する延滞金を貸主に納付しなければならない。ただし、貸主においてやむを得ない事情があると認められた場合は、その額を減免することができる。

第7条 借主は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なく住宅の内部造作を変更すること。
- (2) 契約に基づく権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。
- (3) 宅地の現況及び区画を変更すること。
- (4) 保安上若しくは衛生上有害、又は危険なものを持ち込むこと。
- (5) 許可なく住宅を住居以外の目的に使用すること。
- (6) 周辺の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をすること。

第8条 借主は、次の各号の行為をしようとするときは、文書でそれを申し出て町長の承認を受けなければならない。

- (1) 入居の際同居した親族以外の者を同居させようとするとき。
- (2) 入居の承継を希望するとき。
- (3) 住宅の増築及び工作物の設置をするとき。

2 貸主は、前項の承認をした後において、当該承認に係る行為が他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

第9条 借主が死亡し、同居の親族が引き続き当該住宅を借り受けようとするときは、貸主の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた者はただちに契約の締結をしなければならない。

第10条 借主は、次の各号に掲げる場合は、ただちにその旨を貸主に届け出なければならない。

- (1) 住宅その他の施設が破損し、又は破損する恐れがあるとき。
- (2) 入居者全員が引き続き15日以上住宅を使用しないとき。
- (3) 借主が氏名を変更したとき、又はその連帯保証人が住所及び氏名を変更したとき。
- (4) 入居者又は連帯保証人に異動があったとき。

第11条 住宅の電気、上水道及び下水道の使用については、借主において直接各供給業者と契約するものとする。ただし、法規上又は構造上これができないときは、貸主は借主に代わって契約することができる。この場合、名義のいかんにかかわらずその契約によって生ずる義務は借主が負うものとする。

2 借主は、前項に基づく費用のほか、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 汚物及びごみの処理に要する経費
- (2) 畳の表替え、破損ガラスの修繕、電球の取り替え、建具の修繕並びに障子、襖の張り替えに要する費用
- (3) 住宅の鍵、電気の点滅器、給水栓その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

- (4) 前各号に掲げるもののほか、住宅の使用上要する費用で、通常賃借人の負担と認められる費用

第12条 貸主は、借主又は借主の同居人が次の各号のいずれかに該当する場合においては契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為によって住宅に入居したとき。
- (2) 正当な理由によらないで家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) 承認を得ずに入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき。
- (6) 借主が無断で住宅を退去したとき、又は周囲の状況から賃借の意思がないと認められるとき。
- (7) その他この契約、条例又は智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（(平成28年智頭町規則第 号) 以下「施行規則」という。）の規定に違反したとき。

2 借主は、前項の規定により契約を解除されたときは、ただちに当該住宅を明け渡さなければならない。

第13条 借主は、貸主に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、借主は、解約申入れの日から30日分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

第14条 借主は住宅を退去しようとするときは、その10日前までに住宅明渡届を貸主に提出し、賃貸物件の返還について貸主の指示を受けなければならない。

2 借主は、退去の際、模様替え又は増築及び工作物を設置していた場合、すべて自己の責任において現状に回復し、又は貸主が決定する費用を賠償しなければならない。ただし、貸主が特に認めた場合はこの限りでない。

3 借主は、前2項に掲げる手続きを終え、貸主への引渡検査を受けた後退去するものとする。この場合において当該契約は借主が退去した日に解除されたものとみなす。

4 借主は、前項による検査を受ける前までに、入居者の負担において修繕を行い、特に次の各号に掲げる事項については必ず実施しなければならない。

- (1) 破損ガラスの修繕
- (2) 障子及び襖の張替え
- (3) 畳表の交換
- (4) 室内及び窓ガラス等の清掃（ハウスクリーニングの実施）

第15条 借主は、第12条及び第13条の規定により契約期間満了前に退去する場合は、本契約締結の際の家賃12ヶ月分に相当する金額を違約金として納入しなければならない。

第16条 借主は、住宅及び共同施設の使用については貸主の指示に従い、注意をもって管理しなければならない。

2 借主が、その責任に帰すべき理由によって住宅その他の施設を滅失又はき損したときは、自己の責任において現状に回復し、又は貸主が決定する費用を賠償しなければならない。

第17条 貸主は、借主が退去したときは敷金を還付する。ただし、未納の家賃、損害金、賠償金その他契約に基づき借主が負担しなければならない債務があるときは、敷金から控除して返還し、敷金が控除すべき金額に満たないときは、借主はその不足額を納付しなければならない。

2 敷金には利息をつけない。

第18条 連帯保証人は、借主と連帯してこの契約に基づく一切の債務を負担しなければならない。

2 連帯保証人が死亡その他の理由により保証の責任を果たしなくなったときは、借主は速やかに連帯保証人変更の届け出をして貸主の承認を受けなければならない。

3 貸主は、必要と認めたときは、借主に対していつでも連帯保証人の変更を求めることができる。

第19条 貸主は、職員をして災害の予防その他住宅の管理上必要があると認められるときは、借主の同意を得て住宅内の調査をすることができる。この場合、職員は身分証明書を携行し、借主に提示しなければならない。

第20条 借主は、貸主に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 貸主に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

イ 偽計若しくは威力を用いて貸主の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第21条 借主は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

(2) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、貸主、他の賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

(3) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は本物件に反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

第22条 借主について、次のいずれかに該当した場合には、貸主は何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第20条の確約に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

2 貸主は、借主が前条に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

第23条 借主は、この契約解除後においても契約期間中の行為等について条例、施行規則、住宅賃貸借契約書に基づく一切の負担を負うものとする。

第24条 この契約に定めのない事項については、双方協議して決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方各自その1通を保有する。

年 月 日

貸主 鳥取県八頭郡智頭町大字
智頭町
智頭町長

印

借主

印

連帯保証人

印

様式第5号（第5条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅入居誓約書

所在地	鳥取県八頭郡智頭町	番地
	住宅号	
家賃	1月	円
家賃納付期限	毎月末日	
入居可能日	年 月 日	日以降

私は、上記住宅の入居にあたり、次の事項を厳守することを誓約いたします。

- 1 住宅入居後は、速やかに住民基本台帳を住宅の場所に移すこと。
- 2 住宅入居後は、20年以上居住すること。
- 3 入居期間中、暴力団員を住まわせないこと。

上記誓約の証として記名押印いたします。

年 月 日

入居者 住所
氏名 ①

連帯保証人 住所
氏名 ①

智頭町長 様

様式第6号（第6条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅連帯保証人変更届

年 月 日

智頭町長 様

住 宅 名 号
入居者氏名 印
電 話 番 号 () ー

次のとおり連帯保証人を変更したいので、智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項又は同条第3項の規定により届け出ます。

使用住宅	所在地	鳥取県八頭郡智頭町			
	住宅名				
	入居年月日				
連帯保証人	旧	住所			
		氏名			
		変更理由			
	新	住所		TEL	
		勤務先		TEL	
		入居者との続柄			
		フリガナ		生年月日	年 月 日
		氏名			

添付書類

- 1 連帯保証人は、入居者と同等以上の収入があること。連帯保証人の収入証明書(所得証明書等)を添付すること。
- 2 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録してあるものを使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第7号（第7条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

智頭町長 様

住 宅 名 号
入居者氏名 ㊟
電 話 番 号 () ー

智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第10条の規定により、次の者を同居させたいので申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は同居させようとする者が暴力団員であることが判明したときは、定住促進賃貸住宅を明け渡します。

同居させようとする者の氏名	入居者との続柄	生年月日	勤務先・電話	年間総収入(円)
		・ ・	() ー	
		・ ・	() ー	
		・ ・	() ー	
現在の世帯員数		人		
同居の理由 (詳細に)				

(注) 続柄の証明できる書類及び現世帯、同居予定者の納税証明書及び、所得証明書を添付してください。

様式第8号（第7条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅同居承認書

年 月 日

様

智頭町長



年 月 日付で申請があった智頭町定住促進賃貸住宅への同居については、次の条件を付して承認します。

[承認の条件]

- 1 入居者が退去するときは同時に退去すること。

様式第9号（第8条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅入居承継承認申請書

年 月 日

智頭町長 様

住 宅 名 号
入居者氏名 ㊦
申請者氏名 ㊦
電 話 番 号 () ー

智頭町定住促進賃貸住宅条例第11条の規定により、次のとおり承継をしたいので承認を申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は同居させようとする者が暴力団員であることが判明したときは、定住促進賃貸住宅を明け渡します。

入居承継申請者氏名						入居者と申請者の続柄	
承継入居者の世帯状況							
申請者との続柄	氏 名	生年月日	年齢	勤 務 先	年間総収入		
本 人							
申請者がこの住宅に入居した年月日			年 月 日				
承継入居しようとする理由							

(注)

- 1 申請者と同居者の所得証明書及び申請者と入居者の続柄の証明できる書類を添付すること。
- 2 定住促進賃貸住宅入居決定通知書を添付すること。(同居の承認を受けている場合は、同居承認書を添付すること。)

様式第10号（第8条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅入居承継承認書

年 月 日

様

智頭町長



年 月 日付けで申請がありました智頭町定住促進賃貸住宅の入居承継については、次の条件を付して承認します。

[承認の条件]

被承継者に属するすべての義務を同時に承継すること。

様式第11号（第10条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅滅失・き損報告書

年 月 日

智頭町長 様

住 宅 名 号
入居者氏名 ㊦
電 話 番 号 () ー

次のとおり智頭町定住促進賃貸住宅が滅失(き損)したので、智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定に基づき報告します。

滅失・き損住宅名	智頭町定住促進賃貸住宅	
入 居 者 氏 名		
滅失・き損場所	滅失・き損の状況、原因及び略図	箇所数

様式第12号（第11条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅（模様替・増築・工作物設置）承認申請書

年 月 日

智頭町長 様

住 所：

氏 名：

TEL：

智頭町定住促進賃貸住宅の（模様替・増築・工作物設置）について、下記のとおり改修等行うので、智頭町定住促進賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定により、申請します。

記

1. 改修等の内容

2. 改修等の期間

3. 改修箇所等の図面

様式第13号（第11条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅（模様替・増築・工作物設置）承認書

年 月 日

様

智頭町長



年 月 日付で申請がありました智頭町定住促進賃貸住宅の（模様替・増築・工作物設置）については、次の条件を付して承認します。

[承認の条件]

- 1 承認した用途以外に使用しないこと。
- 2 模様替・増築・工作物設置に要する費用は、一切入居者の負担とすること。
- 3 町長が住宅管理上の必要からこの承認の内容変更又は取り消しをした場合には、申請人の負担において移設又は撤去を行うこと。
- 4 増築した工作物は申請人に帰属し、固定資産税が賦課される。
- 5 住宅を明け渡すときは、申請人の負担において原状回復すること。ただし、町長が認めた場合は、回復することなくその権利を放棄することができる。

様式第14号（第12条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅長期不在届出書

年 月 日

智頭町長 様

住 宅 名 号
入居者氏名 ㊦
電 話 番 号 () ー

智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第23条の規定により、次のとおり長期不在としたいので届け出ます。

住 宅 名			
入 居 者 氏 名	年 月 日から	年 月 日まで	
長 期 不 在 の 期 間	年 月 日から	_____ 日(月)間	年 月 日まで
行 先		TEL () ー	
長 期 不 在 の 理 由			
不 在 中 の 管 理			
管 理 委 嘱 者 氏 名		TEL () ー	
管 理 委 嘱 者 住 所			
管 理 委 嘱 者 勤 務 先		TEL () ー	

様式第15号（第13条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅明渡届

年 月 日

智頭町長 様

住 宅 名 号
入居者氏名 ㊦
電 話 番 号 () ー

次のとおり智頭町定住促進賃貸住宅を明け渡しますので、智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第25条の規定により届け出ます。

入 居 住 宅	所 在 地	智頭町 番地		
	住 宅 名	智頭町定住促進賃貸		
	家 賃 等	月 額	円	敷 金
明 渡 年 月 日	年 月 日 (曜日)			
転 居 先 住 所	〒	TEL		
明 渡 理 由				
住 宅 の 維 持 の 状 況				
検 査 希 望 日 時	年 月 日 (曜日) 時			

(注) この明渡届は、定住促進賃貸住宅の明け渡しの日10日前までに提出し、町長の指定する者の検査を受けること。

様式第16号（第14条関係）

智頭町定住促進賃貸住宅明渡請求書

年 月 日

様

智頭町長



智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第26条第1項の規定に基づき、あなたに賃貸している智頭町定住促進賃貸住宅を次の期日までに明け渡すよう請求します。

許 可 住 宅	所 在 地	智頭町	番地
	住 宅 名	智頭町定住促進賃貸住宅	
入 居 者 氏 名			
明 渡 期 限	年 月 日（ 曜日）		
明渡請求の理由			

（注） 定住促進賃貸住宅の明渡し請求を受けた入居者は、速やかに当該住宅を明け渡すこと。